

始



正誤

- 一、三頁九行目「晏子の」下御者二字ヲ脱ス
- 一、十頁二行目「係争中」下のノ字ヲ脱ス
- 一、十二頁一行目「欽す」ハ欽すノ誤リ
- 一、十六頁五行目「輕謾」下ノノ字ヲ脱ス
- 一、十六頁ヨリ廿頁ニ至ル「釋」ハ譯ノ誤リ
- 一、廿二頁十二行目「附興」廿三頁一行目「賦興」廿四頁十三行目「附興」の興ハ興ノ誤リ

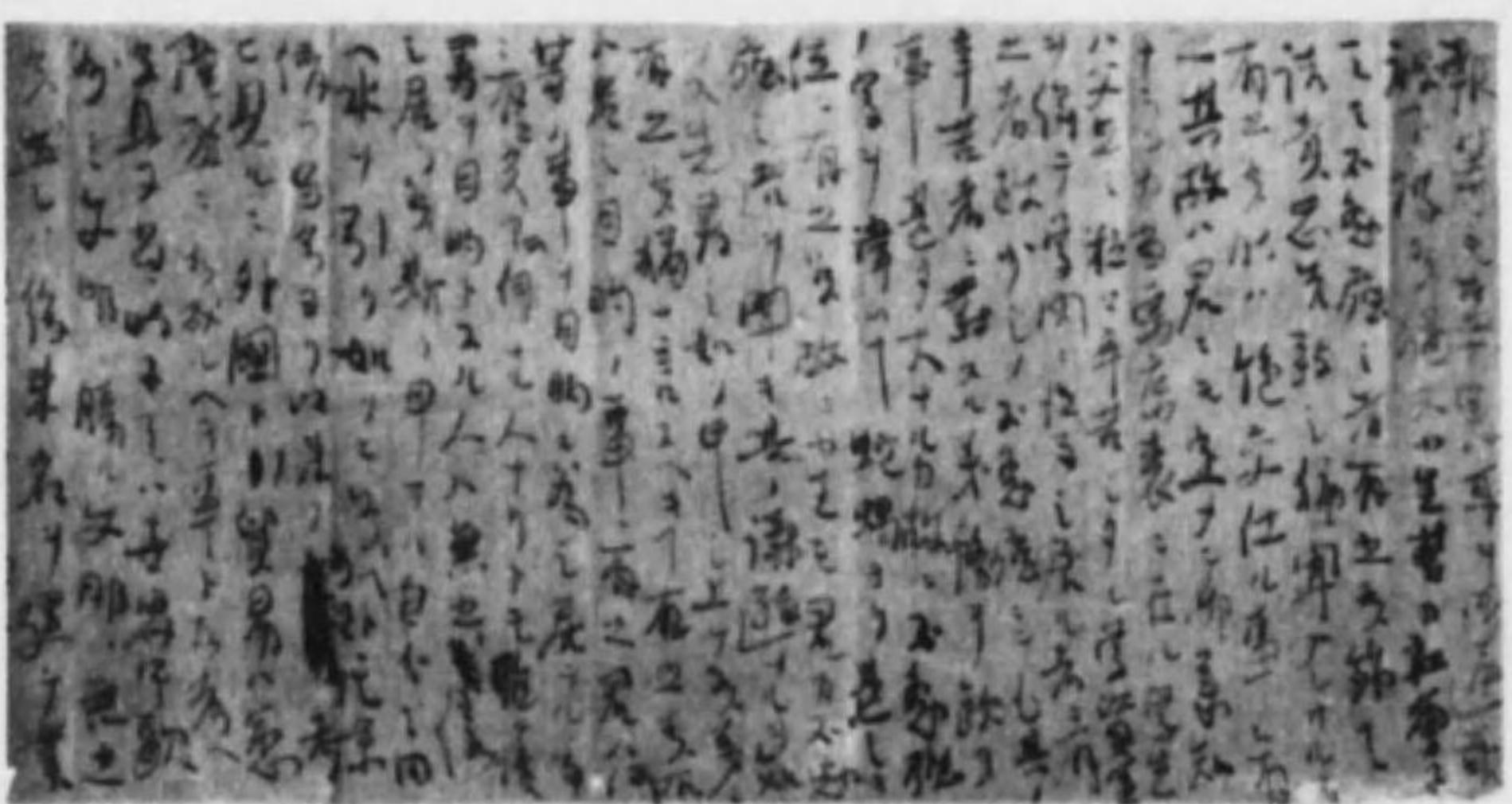
鳳

子爵奥田直恭題

山寺



下閣道嘉原士博學法等三勳位四正臣大司法



(照參事記)部一の翰書しせ寄に人友代時年青

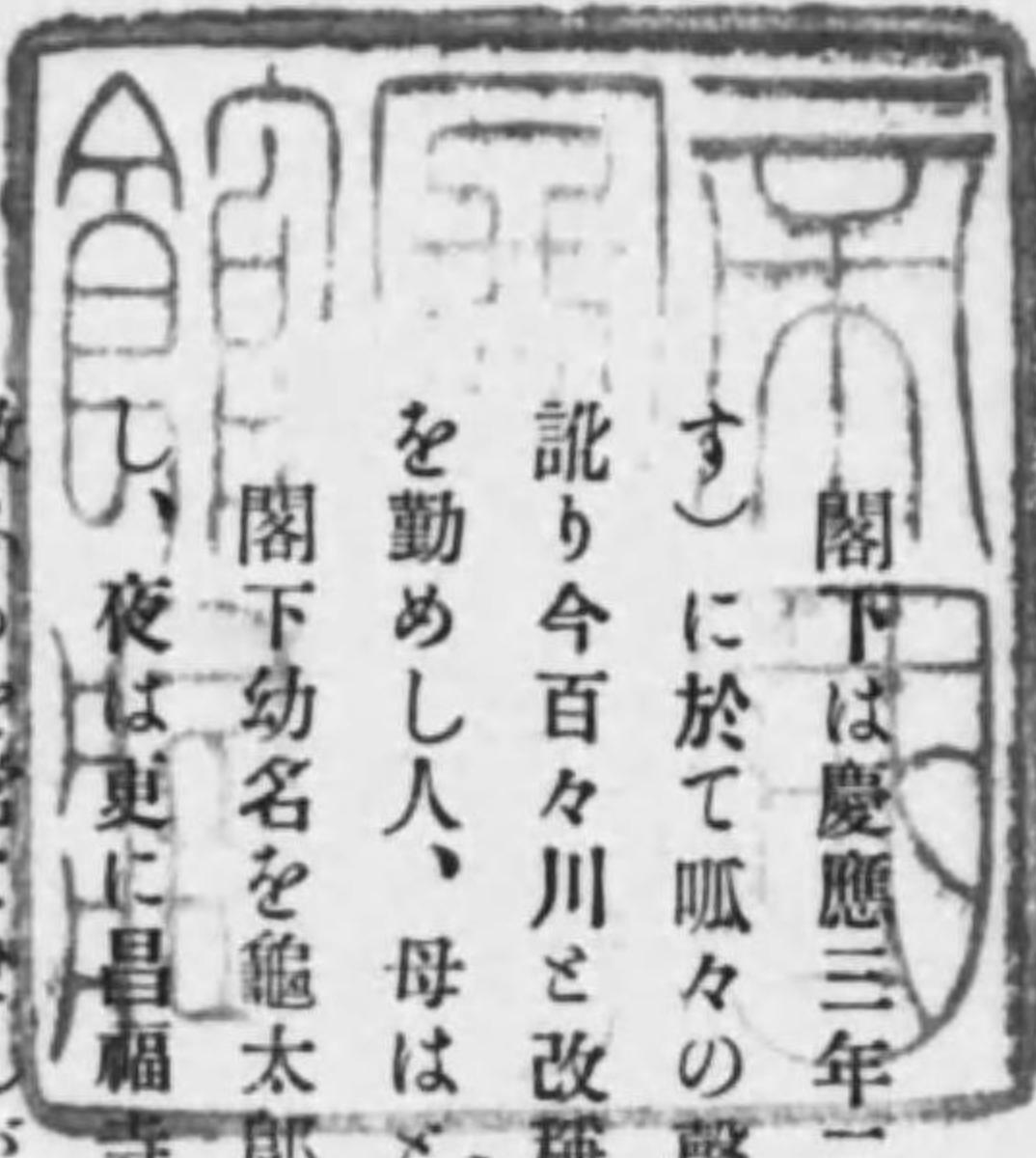
特251  
579

司法大臣正四位勳三等法學博士

原 嘉 道 閣 下 略 傳

閣下は慶應三年二月十八日、長野縣上高井郡小山村（今は上高井郡須坂町に合併す）に於て呱々の聲を擧ぐ（生家は臥龍山麓生血河畔に現存す、生血河は後市川と訛り今百々川と改稱す）父は耕作と云ひ、舊須坂藩士にして、維新の後永く學務掛を勤めし人、母はともと呼び、同郡保科村の人なり。

閣下幼名を龜太郎と呼び夙に神童の名あり、垂髫にして晝は村立止善學校に通學、夜は更に昌福寺の住職に就きて句讀を受けしが、記憶力強く、當時師匠は三遍教ふるを常とせしが、閣下は一度若しくは二度より多く教を受けず、若しも三回繰返さるゝ時は泣き出せしといふ、而して年纏かに九年九ヶ月にして、下等小學を卒業し、而かも儕輩何れも十三才乃至十六才なりしに、是等の年長者と伍して成績第一位を占めぬ、鄉黨皆梅檀の二葉として前途に屬望せり。



卒業後幾何もなく、須坂町鈴木度愿氏の文堂塾に入り専ら漢學を修め、傍ら母校の助教に擧げられ、其の小さき手に教鞭を執るに至りしが、性來人に教ゆるを好み餘暇を以て常に近隣の子弟を集め授業するを此上なき樂みとし、年少又龜先生と呼びて畏敬せりと云ふ、其の文堂塾にあるや、歌留多會祭事若しくは演劇など、他の同輩にありては唯一の樂みとして熱狂せる事柄も、閣下の脳裏には極めて無益の遊戯として映せしものゝ如く、鼓笛の音歎呼の聲耳に囂しき中にありて、泰然書冊に親みて他念なかりしこと宛然老成人の如し、されば學業駿々乎として進み、素讀に於ては文選、義解に於ては唐宋八家文等大人だも尙難しこと/or>する所の者を習得するに至りぬ、平素特に歴史ものを嗜讀し、其の日本外史を誦讀する時の如きは、現今の中学生が振假名付の小説を讀過するよりも、尙流暢にして些の滞滯なかりしこは、當時の同窓者今尙語つて嘆稱する所なり、明治十二年即ち年十三、今の尋常小學校を卒業するかせざるかの小童なるに當時既に左の詩作あり。

### 客 中 新 年 之 作

新 歳 祝 太 平      一 聲 黃 鳴  
乍 知 客 裡 人 先 老      半 喜 新 陽 半 客 情

又自ら號を作りて子明と曰ふ、これ張子房と諸葛孔明とより一字づゝを探りしものにして、亦以て平素憧憬する所の人物如何を察知すべきと共に、進境の片鱗を窺ひ得べきなり、明治十五年三月即ち十六歳の春、決然笈を負ひて東都に遊學し、本郷區元町の進文學舎に入る、東都に於ける第一の印象は、上野の花にもあらずはた又淺草の繁華にもあらず、それは二頭立の黒塗馬車が大道狹しと都大路を疾驅する所謂駒馬に策ち輕車に駕しといふそれにてありき、或日路傍に佇立して凝視しつゝありし刹那、晏子のそのものゝ様なる馬丁は、大喝一聲罵聲をあびせて過ぎ去れり彼れ馬丁の眼には如何にも馬鹿氣に映せしならんも、閣下の念頭には定めて刮目して相待てとの無聲の語が勃發せしならん、閣下英語を専修すること僅かに一年有餘にして、東京大學豫備門の入學試験に應じ合格せしが、語學の學習斯の如き短日月

にして及第の榮を得たるは既に異數の事例に屬し、閣下の如き穎才ならでは能はざる所なり。

その豫備門にありし明治十七年の一月歳十八歳の時、在郷の友人故土屋篤氏（現在土屋賤生氏の兄にして原氏と同門の人少うして客氣あり、好んで政論をなし又文章に堪能にして、毎々信濃毎日新聞に寄書して意見を發表せり、その政治論なるものは、社説に採られしこなごありたりしが、惜いかな早世驟足を伸ぶるを得ざりき）に寄せし書翰の如きは如何に其の意志の堅實なりしか、如何に其の識見の卓絶なりしか、末尾に全文を載す須らく就いて見るべし。

明治二十年七月帝國大學法科に進み、同二十三年七月卒業せるが、此間常に首席を占め特待生を以て遇せらる、卒業後直ちに農省務省試補を命ぜらる、在職中時の農商務大臣陸奥宗光氏（後の伯爵）より重要な調査を命ぜられて、京都に出張せしが、其の復命書の頗る肯綮を得たるによりて、其の着眼の凡ならざるものあるを認められ、翌年五月同省參事官に任せられ鑛山局勤務となり、同二十五年四月鑛山監

督署を設けらるゝに及び、擢でられて鑛山監督官兼農商務省參事官に任せられ、東京鑛山監督署長兼大坂鑛山監督署長に補せらる、翌二十六年悟る所あり官職を抛ちて野に下り、辯護事務に從事せんとの意を持し辭表を提出するや、當時外務大臣たるし陸奥宗光氏は、閣下の官界を去るを惜み、親ら一書を裁して切に心を翻さんことを勧めたるも、決意牢乎として抜くべからず、遂に同年四月辭任の上、事務所を京橋區八官町に設けて、辯護事務に從事せり、閣下官を辭するの前後に於て、早稻田大學、中央大學の前身たる諸學校の講師の職にして、既諾のものはそのままに繼承し、新たに囑托せられたるものは受諾せり、これ常收入の道をたて、生活の安定を計り、然る後悠々收入不定の辯護事務に従はんとの用意に出でしは、閣下が曾て知人に語られし所にして、思慮の綿密なる用意の周到なる、當時此の如きものあり其の一と度起ちて法曹界に入るや、時流を趁うて政事に携はり、虛名を博するが如きを爲さず、一意專念辯護事務に鞅掌せしより名聲漸く揚り、學筵は争うて閣下を聘するに至り、その年九月には學習院教授の任務を囑托せられて、法理學及び國

際私法を講じ、同三十年十月には東京帝國大學講師として、鑛山法の講座を擔任し同三十五年九月には、東京帝國大學農科大學講師として森林法律を講せり、明治四十年に至り、政府より法律取調委員を仰せ付けられ、續いて博士會の推薦に依り、法學博士の學位を受けられしもの故なきに非ざるなり。

又閣下の明晰なる頭腦、該博なる學識、犀利なる才能、勤恪なる性行は如何に世に重用せられしかば、辯護士に就職以來、銀行會社若しくは個人の顧問として、囑托頻至眞に冠蓋相臨むの概ありしに見て知るを得べく、今其重なるものを擧ぐれば日本興業銀行、横濱正金銀行、十五銀行、第三銀行、東京株式取引所、三菱合資會社、三井合名會社、東京火災保險會社、住友合資會社、貝島合名會社等にして大藏陸軍、農商務、内務、遞信等の各省及び中央地方の官衙公署より、訴訟事務を委任せられし等以て朝野官民の信望如何に厚かりしをト知すべく、今其の執務振りの一端を記せば、嘗て或人訴訟事件の辯護を囑托せしに、事件の内容を聽取し、到底勝訴の見込なしと斷言せしに、其の人強ひて囑して曰く、先生の如き法律眼の鋭き方自ら戒むる所あるに因れり。

は何等か死地に活路を求むる法あるなるべし、本件に付て勝訴せざる可らざる事情存在するが故に、辯護料の如何は問ふ所に非ず、願くは一面の血路を開かれたしと執拗に逼りしより、閣下は茲に嚴かなる態度を以て、余はさる辯護は好まず、勝訴の見込あらざる事件を引受け、徒らに金を費さしむる事は、断じて爲さざるところなりと、堅く執りて應せざりしを以て、其の人遂に悄然として辭し去れりと云ふ其の性格の嚴正以て知るべし、閣下未だ曾て柳暗花明の地に淺酌低唱せしことあらず、又恭儉己を持する点に紳士の高風あり、故に浪費濫用はその最も忌むところなれば、貯蓄も亦少なからず、是れ閣下の堅實の性にもよるべしと雖も、抑々閣下は家素より富めりといふに非ず、學資の如き父母苦心の賜なるを以て、大學にありし頃は、餘暇を割きて私立學校に教鞭を執り、其の所得を以て始めて外套を新調せるもの、今尙記念として大切に保存せりと云ふ、これ當年の境遇を顧みて、常に深く自ら戒むる所あるに因れり。

閣下曾て郷友會に於て、青年に訓話せる一節より考ふるに、故陸奥伯の談柄に因

りて、更に發憤興起せしもの主なる原因なりしが如し、其要に曰く「農省務省に出仕の始め、一夕陸奥伯邸の晩餐に陪す、時に伯徐ろに語るらく、大學出身の俊才甲某乙某は何れも未來の大臣として深く屬望せらるゝ所、其の孰れが先んすべきかは頗る注目に値ひす、而も共に有名なる借財家の事とて、常に債鬼の要撃を免れず、爲めに有爲の才能も、其の一半は應戦と懊惱とに傾注するの止むなき境遇に立つが故に、先んじて内政の整理を遂げたる者こそ、先づ顕脱するものなれど、果せるかな甲某は其後着々内政を整理したる結果、累進して現に大臣たり、乙某は遂に整理の機を失し、次官に進みしも一ト度蹉跌して、今は片田舎に蟄伏し殆んど世より忘れられんとす、借財の累を一身に及ぼす事の如何に深甚なるか知るべきに非ずや云々」と閣下素より蓄ふるを知つて散するを知らざる人にはらず、閣下より學資の供給を受けて成業せる學生、閣下の恩恵に浴して窮境を脱せる知友は、啻に鄉人にこれあるのみならず、又郷國の事とし言へば、何くれとなく盡さざるなく、小山學校並に菩提寺に各金五百圓、小山校の大正十年の増築に際し金三千五百圓を寄贈せら

れ、郷友會附屬寄宿舍設置の際金百圓寄附の上、約金一千圓を無利子にて立替へ上高井郡立乙種農學校設立に際し金三百圓を寄附され（此寄附金にて畑地を購ひ、嘉道園と名づけて現存す）此他氏神に圖書館に中學に、金品を寄附せられしこそ枚舉に違なく、先般大臣の榮職に就かれ初めての歸國に際し、須坂學校に金三千圓を寄附せられしが如き、其の一班を知るべく、殊に最近書籍購入費として、須坂中學に寄附ありし金一千圓に對する條件の如き、方今汗牛も啻ならざる新譯近著の類を避けて、もつばら舊刊の書物に限られたるなどは、偶々意の存する所を窺ひ得らるゝにあらずや。

明治四十三年五月歐米巡遊の途に上り、各國の文物制度を視察し大に知見を弘む明治四十四年鳩山和夫氏の長逝せるや、衆に推されて東京辯護士會長たり、閣下の始めて京橋區に事務所を張りて辯護に從ふや、鑛山監督官たりし經歷により、最初來つて鑛定を請ひしは鑛山事件にして、其の時受くる所の報酬は、僅かに金五圓なりしが、尠からず快感を覚えしとは、當時親しく知友に語りし所なりと、大正十二

年五月辯護士業に從ふ満三十年に達せるを期し、爾後新たなる事件を受任せざる旨を公告し以來専ら係争中の、みを處理し、其の終るをまちて閑散の地に就かんと志し、只現下の國情を默視するに忍びず、力を國本社の創設に致し現に理事として活躍せられつゝあり。

閣下最も情義を重んじ故舊に厚し、今二三の事例を舉ぐれば、舊藩侯奥田家は當主直恭子爵幼少の際に尊公を失はれ、家扶に其の人を得ずして、家政漸く衰へ未亡人の織手に一家を支へらるゝの状況にありしかば、家事何くれとなく保庇せられたる子爵家の今日あるは、閣下の温情に負ふところ尠しそせざるが如きは其の一なり。先般錦衣歸郷に際し舊師鈴木氏の寡婦に會見し、慇懃なる言辭を以て其の老を慰め且つ服地を贈られたるが如きは其の二なり（寡婦語るらく在塾の當時より今日あるは豫期せるも、面のあたり榮達の英姿に接し只感涙に咽び、言はんと欲するところも言ひ得ざりき、尙記す亡夫度愿氏が大學を卒業せられし時の招宴に列し、いかに嬉しかりしか祝酒に泥酔して歸宅せるが、箕掃數十年の間を通じて、未だ曾て斯の

如き醉態を見たることあらず、若し今日存命にてあらんには、歎天喜地測り知るべからざるものあらん云々）従年須坂藩儒北村方義先生（鈴木度愿氏の師）の建碑の企てありし時、閣下は幼少にして國を出で先生を知るを得ざりしも、誼はまさに孫弟子なればとて、若干金を寄附せられしが如き、師道頽廢を叫ばれつゝある今日、此時取つて以て範と爲すべき佳話ならずや是れ其の三なり。

閣下の公平にして私心なかりし一例を舉ぐれば、竹馬の友故土屋爲太郎氏曾て越後長岡區裁判所監督判事として在任中の事なりしが、或年同地の有力家小林某の辯護を囑せらるゝや、發足するに先立ち豫め一書を土屋氏に寄せ、貴地に着せば直ちに門を叩きて、舊交を温むるを望むの情極めて切なるも、不日法廷に相見ゆる身の私かに相會するは、徒らに他の疑惑を招くの惧れあるを以て、訪問の禮を欽く君これを諒せよと、而して其の訟事は審理の結果小林某は不利の結果を見しが、莫逆の友なる氏の熱誠なる辯護には十分傾聽せしも、司直の府にある身の法の枉ぐべくも非ずして、所信に邁進するの外なかりしは、如何に心苦しかりしかど土屋判事は

家人に一伍一什を語りて長大息せしと云ふ、兩々相對して欽すべきにあらずや。

而して是れ迄取扱ひたる重大なる訴訟事件は極めて多きも、最も著名なるもの、一二を舉ぐれば、明治の末葉東郷大將の懇囲に依り、其舅家海江田子爵家の家督相続事件を受任して能く其目的を貫徹せり、又最近に於ては大倉組對川崎造船所の、一千萬圓銑鐵事件を擔任せり、該事件は我國に於て、商取引より起れる訴訟事件としては、前に其例を見ず、一世を震駭したる事件にして、閣下は大倉組代理辯護者の樞軸となり、係争實に八年の久しきに亘り、昭和二年五月大坂控訴院に於て、遂に大倉組の全勝に歸せしが、此好結果を齎したるは閣下の力與つて大なるものあり

大正十五年七月長野縣知事梅谷貞光氏の斷行したる、警察署廢合問題は、端なくも中野、屋代、岩村田三町民の激怒を買ひ其結果、七月十八日長野市に於て、反對聲名の大會開催となり、勢の趨くところ遂に一大暴動を捲き起し、當時長野警廢事件として社會の耳目を聳動したるが、其の公判に當り閣下も亦好意を以て、特に三町民の爲めに辯護を試みたり、其の要旨を摘録すれば、本件の如きは愛郷心の流露す

るところ、發作的偶發の行動にして決して組織的に起りたるものに非ざればとて例を内外にとつて、仮りに有罪たるべき者ありとするも、最輕の科刑を爲すを妥當とするして熱辯を振はれたり、然るに閣下は本件の言渡し準備中に、當面の主務大臣に就任せられしが、在野時代に被告の辯護人たりし故を以て、事件の成行は全く傍観者の態度をとり、檢事正よりの伺ひ立てに對し、凡て檢事總長に一任し、公平無私一切を顧みざること、したりと傳ふ、昭和二年四月民事訴訟法改正法律案の調査委員として、力を注ぎたる廉により、勳三等に叙し瑞寶章を授けらる。

昭和二年四月若槻内閣辭職し、組閣の大命田中義一男に降下するや、閣下突如抜擢せられて法相の印綬を帶ぶ、閣下の閱歷聲望を以て大臣の一椅子を贏ち得たるは寧ろ當然の事に屬すと雖も、由來政界に何等の野望を藏せず、政黨政派に沒交渉にして政治圈外に超然たりし一辯護士にして、一躍挺然政黨内閣に列するが如きは、眞に稀観の事にして、世人が驚異の眼を瞠しもの故なきにあらず、されば親任の公報一とたび傳はるや、郷黨歡喜極りなく、五月初旬郡民及町民は各代表を東上せし

めて祝辭を呈し、町民よりは記念品を贈りて祝意を表せり、同月中旬錦衣歸郷せらるゝに際し、各戸町旗を掲げて敬意を表し、團体に有志に争ひて停車場に歓迎し、閣下の過ぐるところ、男女道を夾みて瞻望咨嗟するの盛況をいたせり、これ歡喜の熱情の發露にあらずして何ぞや、閣下は先づ兩所の墨坂神社に參拜し、幣帛料を捧げて奉告の誠を致し、次ぎて祖先の墓前に跪きて奉告し、それより町内の各學校を巡視し、生徒に一場の訓示を與ふ、其の要旨は、各學校各様なりしと雖も歸する所は自己の力量を頗みず、徒らに聞達を夢み功名に走らば、遂には身を誤り家を失ふに至るべし、故に業務の何たるは問ふ所に非す、何の業にもあれ一流の域に達するを目標として、精勵せよ邁進せよといふにあり、聽くもの皆後進子弟を導くに適切なる訓誡なりと稱せり、又墨坂神社境内に於ける、町民歡迎會の席上に於ける、演説の要旨は、凡そ裁判は神の至公至平なるが如く、一点私心を挟むを許さず、故に裁判所を統轄する身は、將來とも絶対に不偏不黨の地に立ち、一意法權の獨立を確保せんことを、神前に誓ふものなりといふにあり、其の嚴正公明の心事に推服せざ

るはなかりき、是より先大臣の就任に伴ひ正四位に陞叙せらるゝ、閣下由來道樂なし強ひて之を求むれば相撲、ゴルフ及び書畫とす、就中相撲は深く嗜好に適せるものと見え、毎年二回の大相撲は殆んど觀覽を缺かず、前鎌倉別墅の園内には、土俵を築きて青年書生などを角力しめて樂みたりといふ、常に極めて攝生に留意し、別荘を目黒に設けて近郊の運動に資し、また輕井澤と逗子とも之を置いて避暑避寒に便す閣下の令閨は法學博士岡村輝彦氏の令妹にしてみつ子といひ現に二男二女を舉ぐ、嗚呼閣下の如きは、所謂家に居つては鉅萬の富を擁し、官に於ては卿相の貴きを致す者、景福を一家に聚むる斯の如き、世間果して幾何かある、鄉黨斯の如き名士を有するを誇りとすると共に、後輩また之に私淑して懦夫も爲めに起ち、頑夫も爲めに廉なるに至らん事を至囁に堪へざるなり。

左ハ友人故土屋篤氏に寄せる書翰の全文なり。（原文のまゝ採録す）

謹復乾坤維レ改マリ明治十有七年之春否初ニ相成リ候處君ニハ益御祥福御加齡之段恐喜之至奉賀候小生儀モ迎新之賀儀目出度モアリ目出度モナシニ有之候ヘトモ身休ニ無障害ニ候間御休神被下度候偕又來翰拜讀仕リ候處君ニハ余カ發鄉以來愈御奮發御勉勵之由ニテ先ノ御言ハ御謙遜ニテ候ヘシ段今更當惑仕リ失言之罪逃ル、ニ處無之唯御仁恕チ希望スル耳ニ有之後來如是輕謾事萬々無之様注意可仕候然レドモ余情ラ思ヒ廻ラシ候ニ書生ナル者ハ唯タ淡泊チ旨ト致ス者ニ有之決シテ虛飾等チ致スヘキ者ニハ之レ無ク古書ニモ朋友ニ交ルニ信ヲ以テストカ言フ事有之候由ニ候ヘハ小生等ノ如キハ朋友ヨリ報知其ノ他ノ事ハ盡ク事實相違ナキ事ト相考居候間何卒以後御報知下サル雜報等モ事實耳チ御通報被下度候猶又小生等カ社會ニテハ不勉強之者有之候節ハ詰責忠告致シ猶聞入レサル者有之候時ハ絶交仕ル事ニ有之其故ハ君ニモ定メテ御承知ナランカ當東京表ニ在ル學生ハ父兄之粒々辛苦シタル學資金ヲ得テ學問ニ從事シ居ル者ニ有之者故少シノ不勉強ニテモ其ノ辛苦者ニ對スル義務ヲ缺ク事甚タ大ナルカ故ニ不勉強ノ字ヲ諱ムコト蛇蝎ヨリ甚シキ位ニ有之候故ニ小生モ君カ不勉強ノ語ヲ聞キ其謙遜ナルヲ知ラス先書ノ如ク申シ上ケ候義ニ有之候猶一言スヘキコト有之候右ハ君ノ目的ノ事ニ有之君ハ何等ノ事ヲ目的ニ爲シ居ラル、事ニ有之候ヤ如何ナル人ナリトモ唯タ讀書ヲ目的トスル人ハ無之ト信シ候斯ク申サハ自分之田ヘ水ヲ引ク如クニ候ヘトモ全債ヲ當今ヨリ以來ノ形況ヲ考ヘ見ルニ外國トノ貿易ハ愈隆盛ニ相成ルヘキ事ト相考ヘ候且又當時ニテハ世界中歐洲ノ文明ニ勝ル文明ハ無之候然レハ後來名ヲ建テ業ヲ爲サント欲スル者ハ歐洲ノ學ヲ修メサレハ到底世間ニ立ツ事ハ能ハスト相信シ候君ノ目的ハ如何ナルカハ存シ申サズ候ヘトモ來書ニ依レバ國家ノ改良ニ盡力セラル、御決心之様ニモ聞ヒ候カ苟モ國家ノ改良ヲ爲サントスルニ支那漢ノ陳腐シタル學ニテハ到底爲シ難キ事ニテ候ハン又翻譯書トテモ金ヲ

得ル爲ノ翻譯書ニシテ唯タ教科書ニ用ユル爲ニテ眞實學問ヲ爲サントスルニハ原書ヲ讀ムニ非サレハ能ハサル事ト相考候又タ支那學ニテモ正則支那學ナレハ支那ハ後來東洋ノ中央開化ヲ得テ歐洲之佛普等ノ位置ヲモ占ムヘキノ見込アル所ナレハ善シト雖モ變則漢學所謂陳腐學ヲ修メシ耳ニテハ到底夫村子位ヨリ以上ハ得ル可カラサルニ到ラン去レハ何ニ致セ外國學ヲ正則ニ修メサルヲ得サル義ト相考ヘラルヨシヤ變則漢學ヲ修ムルニモ致セ田舎ニテ小學教員ナ中等教員位ニ從テ修メ居ル時ハ教員ノ知ル所盡ク之ヲ知ルモ其源限リアレハ其水限リアラサルヲ得ス學ハ其ノ人ニ依テ勤ク者ニハ有レト文明世界ニハ己レ學ヒシ上ニ非サレハ人ヲ是非スルコトヲ得ス又政治ニモ其組織如何ヲ知ラサレハ之ヲ議スルコトヲ得ス凡テノ事學問ノ元則ヨリ推論スルナレハ彼ノ韓國カ佛教ヲ駁セシ如キ己レ其ノ學ヲ知ラスシテ其レヲ駁セントスルハ決シテ爲シ得ヘカラサルナリ彼ノ信夫恕軒氏カ高慢然ト井上巽軒氏ヲ駁シテ敗走セシカ如キ是レナリ故ニ余ハ切ニ君ニ申ス君ハ早々上京シテ學ニ付ケ彼ノ土屋謙氏ノ如キハ兄之上京セルアリ家母ノ甚タ心配スルニ依リ上京スルヲ得スト云フサモ在リナン去リナカラ君ノ如キ堂々タル尊父ノアルアリ諸弟ノアルアリ上京スルモノノ障害アルナシ尊父ナリ彼ノ兄君ノ上京ナ許サレシ事ナレハ決シテ君ノ上京ナ許サレサル事ハ有ルマシ然シ君ノ意上京ニ在ラサレニ早シト言フ可カラス若シータヒ時ヲ失セハ後ニ至テ千悔臘ナ喧ムモ及フ無ケン君其レ之レテ思ヒ之レヲ考ハ止ムナ得サルナリ然レハ余モ亦長大息シテ止マン耳而シナカラ君ニシテ果シテ國家ヲ改良スルノ意アラハヘヨ余ハ君ノ上京ヲ切望シテ止マス蓋シ余ノ爲メ耳ナラス君ノ爲メ又國家ノ爲メトツチ信スレハナリ君幸ニ熟慮スル處アレ且ソ申ス君ニハ余カ發鄉以來頗ル御勉強ナリシ由サゾ／＼御昇進ナラント信ス依テ君ニ願フ余發鄉以來君カ通觀セシ書ハ何々ナルヤ又數學ハ何迄爲サレタルヤ（代數ハ何々幾何ハ何々迄ト明細ニ請フ）

其他文堂諸彦之近況先キニ文堂ニ在リシ諸賢之近況鈴木師ノ近況逐一御報知被下度君ニシテ余ヲ以テ一ノ友人ト爲サバ請フ之ヲ承諾セラレヨ又君ハ余ノ無音ナ叱責セラレシカ余モ頗ル繁忙ニシテ御書簡アレハ之力答ヒヲ爲ス耳別ニ書ヲ送ルノ間暇ナシ君カ豫備門入學ノ祝書等ハ郵便局ノ間違ヒカ果タ郵便脚夫ノ誤リカ余ハ之ヲ受ケ取りタル事ナシ依テ余ハ返信ヲ爲サリシナリ君幸謹焉余ヲシテ罪人トナラシムルコト勿レ餘事ハ又後便ニ繕シ可申述候頓首々々

一月十一日

原 龜 太 郎

土 屋 篤 君

机 下

(前略) 故郷ノ様子ヲ聞クコトヲ得ル耳ニテモ満足ニテ豫備門入校ノ祝文土屋爲君ニ御依頼ノ由ナレトモ余ハ落掌セス定メテ爲君ノ遺漏ナラン遺憾ノ是レヨリ本主意ニ移リ事ヲ三ニ分チ以テ君ニ送ル第一、目的ニ付テ贊成第二、翰中ニ付テノ疑第三、府下諸校ノ概況、君ニハ漢學ヲ御勉強之後英佛學ヲ爲シ法律政治學ヲ修メントノ御意存ナルガ如シ眞ニ以テ感嘆之至リ御說ノ通り漢學ノ何學ニモ必要ナルハ我日本人ニシテハ是上モ無キ事ト申ス可シ如何トナレバ卓識高論以テ我日本帝國ヲ振動セント欲スルニハ必ス之ヲ文章ニ訴ヘサル可カラス辯蘇張ヲ欺クモ何ソ人毎ニ説キ家々ニ話スヲ得ンヤ且又如何程洋文ヲ善クスルトモ日本人ヲ感動セシムルコトハ到底爲シ得ヘカラス然レドモ亦崎嶇贊牙ノ漢文ヲ綴ルトモ決シテ日本人ヲ感動スルニ足ラス日本人中上等社會ニ非サレバ漢文ヲ解スル能ハサレハナリ日本人ヲ感動スルニハ假名混リ文ニ非サレハ能ハス去リナカラ假名混リ文ノ稽古ト云フ事ハ無キ事ニテ漢文ヲ日本語ニ釋シタル迄ナレバ漢學ヲ勉強スルハ日本有爲ノ士ノ爲サル可カラスル者ナリ然シ漢學耳ヲ爲スハ有爲ノ士タルヲ得サル可シ堵又英佛學ヲ修メ

テ法律政治學ヲ爲サル、トハ眞ニ信陽ノ須坂ニ居ラル、人ノ口氣トモ覺ヘサル程感服ス英語ノ必要ナルコトハ先頃時事新報紙上ニ於テ數日間辯明アリタレハ今又言ハス佛語ノ學者社會ニ必要ナルハ又該新聞ニ言ヒシ如ク學者ニシテ佛語ヲ知ラサレハ田舎者視サル、位ニテ有之且ツ佛國ノ法律ハ世界ニ比類ナキ者ニテ萬國公法ノ如キハ佛文ニテ書ス我國ニ於テモ司法省法學校ハ佛語ニテ東京大學ハ英語ヲ基礎トスレトモ法學部ニテハ佛語ヲ兼修セシム君ノ英佛ノ語ニテ政治法律ヲ爲サントサル、ハ感服ノ至ニ堪ヘサル處ナリ頗クハ君此ノ素志ヲ守リ夙撓スルコト無ク其ノ望ヲ大成セラレヨ第二翰中ニ就テノ疑トハ他ニ在ラス君ノ書翰中ニ冊數チ多クスレハ其レニテ宜シトハ思ハス云々ト是レナリ思フニ君ハ余力先キノ書翰中ニ君ノ通讀セラレシ書目チ承知シタシト申シ送リタルヲ直ニ見テ以テ漢籍ノ七面倒ナル老子莊子韓非子ノ如キ書ヲ何程見タルヤトノ問ヒナリト考ヘラレシ者ナラン余ハ決シテ斯ル事ヲ問ヒタルニ在ス君ハ余ノ如ク日課ニ束縛セラル、者ニ非サレハ定メテ君ノ目的トセラル、學問ニ付テノ翻譯書等ヲ澤山見ラレシナラン依テ其レハ如何ナル者ニテ在リシヤナ知ラント欲セシナリ且又君ノ見解通リト余カ書翰中ノ語ヲスルモ余ハ君ノ説ヲ疑ハサルヲ得ス如何トナレバ博聞強記トハ支那人テスラ感稱スル處ナリ成程書ヲ多ク見ルトモ論語讀ミノ論語知ラスノ評ヲ受クル様ノ讀方ニテハ君ノ御説ノ如クナラン然シ君ハ左様ノ讀方ハセラレサル可シ左レハ余ハ何ニモアレ澤山書見サレンコトナ望ミ決シテ支那人ノ讀書百遍意自通ナトノ陳腐言ニ拘泥セラレサランコトヲ望ム君ノ意果シテ何レニ在リテ冊數ヲ多ク讀ムニハ及ハスト云ハレシヤ更ニ了解スル能ハス君ノ文章主意組織余甚タ感嘆ス而シテ君ノ猶益漢學ヲ勉強セラレントスルハ感服ノ外ナシ余ノ如キハ故郷ニ在リテ漢學ヲ修メス上京シテ英文耳ニ從事シ漢學ハ幾ニ通鑑覽要位ナルテ以テ少シモ進ムコト無ク却テ退カントス况シヤ一語一句盡ク直釋ノ口氣ヲ帶ヒ諸知己ニ與フル書翰等ニモ時ニ了解シ難キ處アルヘシ此書ノ如キモ其一ナリ君察知セヨ猶一ツ君

ニ質スヘキコトアリ則チ普通算術ニテ世間通用ナレバナリ豈算術代數ノ如キ深底チ究ムルニ忍ヒシヤ云々ナリ是ハ如何ナル御意見ナルヤ了解スルコトチ得ス君ハ前ニ英佛語ニテ政治法律ヲ爲サント言ヒリ一寸外面ヨリ見ルト政治法律ニハ數學ノ關係ナキカ如シ然レトモ實際ニ付テ之ヲ見レハ大ニ然ラス彼ノ當時論客ノ盡ク標準トナス論理法ナル者ハ演繹法ト歸納法ノ二法ニ外ナラス君知ルヤ否ヤハ知ラサレトモ演繹法ナル者ハ初メニ一ツノ者ヲ定メ置キ其レヨリ論シ進ムナリ歸納法ハ此ノ如ク此ノ如クナル故ニ是ハ此ク有ラネハナラヌト論スルナリ此ノ論理術ナル者ハ盡ク數學ヨリ基初シタル者ニテ現ニ幾何ノ如キハ演繹法ナリト云フ先頃當校ニ於テ豫備門ヲ各部ニ別ツノ可否ノ討論ノキ余ハ傍聽ニ行キタリシカ其節論者(本部學生)ノ云フ處ヲ聞クニ論理學ノ初ヨリ已ニ數學上ノ知識ヨリ得ル處實ニ大ナリト云ヒリ余ノ如キハ數學ヲ嫌ヒニテ其上出來サレハ日課中ノ困難物ハ數學ナレドモ規則テハ有リ且ツハ將來大ニ益アリトノ事故無據從事シ居レリ彼ノ算術ハ數學ノ一部分ナレドモ技術ノ一部分位ノ者ニテ學問ノ中ニハ入ラサル程ナル由去リナカラ代數幾何盡ク算術ヨリ進マサレバ頗ル困難ナレバ初メニハ算術ヲ學アナリ且ツハ將來大ニ益アリトノ事故無據從事シ居レリ彼ノ算術ハリ去リナガラ天下ノ學者社會ニ入り勢力ヲ天下ニ得ント欲スルハ能ハサルヘシ故ニ東京大學司法省法學校等ニテ三角法位迄ハ必ス教授ス君ニシテ正則以テ政治法律ヲ學ハント欲スレハ忍ハル、モ忍ハレサルモ數學ヲ修メサルヲ得ス變則ナレバ數學ヲセサルモ可ナルヘシ第三府下諸校ノ形況、政治學ヲ實際教授シ居ル校ハ府下真ニ少シ先ツ東京大學東京專門學校慶應義塾位ナリ東京大學ハ正則ニテ豫備門ヲ歷テ進マシム専門學校ハ釋書ヲ用ヒ又ハ教員口授シテ筆記セシム別ニ英學科アリ卒業迄ニ原書ヲ讀ムヲ得セシムルノ目的ナリ實地然ルヲ得ルヤ否ヤハ知ラス慶應義塾ハ英學變則ニテ教授ス其授業頗ル理財ニ傾ク是等ノ諸校盡ク數學ヲ教ユ法律學校ハ東京大學司法省法學校東京專門學校專修學校東京法學校明治法律學校泰東法律學校進德館明治義塾

等ニテ東京大學ハ英法ヲ基礎トシ英語ニテ教ユ司法省法學校ハ佛法ヲ基トシ佛語ニテ教ユ二校共ニ別課生アリ邦語ヲ以テ教ユ東京專門學校ハ授業法政治學ニ同シ專修學校ハ英法ニ基キ東京法學校ハ佛法ニ基キ二校共ニ邦語ニテ教ユ明治法律學校ハ佛法ニテ邦語泰東法律學校ハ余不知進德館明治義塾ハ英法ニテ邦語ナリ法律ヲ學フニ佛ハ成文律アルテ以テ入り易ク英ハ之レ無キナ以テ入り難シ先ツ大略前ノ如クニ候而シテ今同余ハ再入學事件ニテ頗ル繁劇故ニ延引此ニ至ル君察知セヨ又日課頗ル困難暇ナシ土曜日ノ夜ニ非レハ書翰等ヲ認ムルコト能ワス此段御承知置ヲ請フ 早々不一

二月二日夜認

原 龜 太 郎

土 屋 篤 兄

机 下

昭和二年五月十四日、國本社講演會を須坂小學校講堂に於て開催の際理事として臨み公權の本質なる題下に講演せられたるもの左の如し。

凡そ権利と云ふと自分の利益になることを主張すること考へるが、確かに或種の権利は法律によつて保護せられたる利益であります、然し法律によつて保護せられたる利益の意味に總ての権利を解すると、兎角自分勝手のことをしてても可いと云ふ考を生ずる虞があるのであります。

こゝに公權即ち公法上の権利は、狭くいふと選舉權及び被選舉權を指すのであります、これを「權利」といふのは素より誤りではないが、吾々が自分の利益を法律によつて保護せられて居るといふのは、公法上の権利即ち公權をいふには非ずして、私法上の權利即ち私權をいふのであります、それ故公法上の権利なるものは、決して自己の利益を保護する爲めに與へられたるものではないのであります、其の説明の方法に至つては、各國の國情によつて異なるのであります、我國に於てはこの選舉權被選舉權は、善美なる我國體によつて統治權を總攬せらるゝ天皇陛下の大御心に基いて臣民に賦與せられたものであります。

然るにかの歐米の諸國に於ては、或は人民が國王に迫つて獲得したとか、或は人民が共同して國家を建設したる結果、當然に享有するに至つたものであるのであります、我國の公權は、天皇陛下が國民に對して、大日本帝國憲法を發布せられ、之に基いて制定する法律によつて國民に附與されたものであります、從つて公權即ち選舉權及び被選舉權の意味性質は、天皇陛下の下し給つた憲法の御趣旨に基いて定

めなければならぬのであります、今此の権利を賦與せられた精神を明かにするため憲法制定當時の御趣意を引いて御話致します、謹んで按じますに、我大日本帝國憲法發布の御勅語に

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ヘ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

と仰せられてあります、之によつて我々帝國臣民が、天皇陛下を輔翼して、帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしめんとの御聖旨に基いて、

帝國憲法を發布致され、帝國議會を開設せられ、而して衆議院に國民の代議士を送ることとなつたことが明かであります、また選舉權被選舉權を有するものは、天皇陛下の御聖旨を奉體し輔翼の重任に堪ふるものでありまするが故に、之を有せざるものよりも優越を感じるのでありますうが、そこには我が帝國を永久に鞏固にする義務を、天皇陛下に對して負ふのであることを忘れてはならないのであります。

次に地方自治体に於ける選舉權被選舉權賦與の御趣旨については、明治二十一年の最初の市町村制の上諭によりまして「地方公共の利益を増進するため」に賦與せられたものであることが明かであります。

以上を以て明かなる如く、公權はかの私權の如く自己の利益を保護するため附與せられたるものではなくして、國民が國政に參與し、陛下を輔翼し奉り、而して大日本帝國の基礎を永久に鞏固にするの義務を履行せしむるため與へられたものであります、かかる重要な義務の履行を伴ふ結果、自然賦與すべき各個人の範囲が限定されて來るので有ます、即ち本來公權の附與は、各個人の政務參與の智識に俟つたものであります。

べきものなるがためであります、從て我が國に於ても、其の當初は有權者數極めて少數であつたのであります、漸次教育制度整ひ文運進歩の結果、先刻述べました所謂義務履行の能力増進し、ために有權者數も亦増加して來たのであります。

さて今年の秋は府縣會、來年は衆議院の議員選舉が行はるゝのであります、從來度々行はれた選舉權の擴張則ち有權者數の増加は、取りも直さず我が國民の智識程度の進歩を示すもので眞に喜ぶべきことであります、今日はまだ女子には選舉權を與へてゐないのであります、之も近き將來に於て必らずや與へらるゝものと思ふのであります。

公權は前申しました様に、或は國家の隆昌或は地方自治体の利益幸福の増進を計ることを目的とするもので、我々國民が天皇陛下を輔翼し國政に參與し、若くは地方公共の利益を増進すべき重要な義務を負ふものでありまするが故に、かの私權即ち私法上の權利の如く、自分の我儘勝手に使用してはならないのであります、私法上の權利は使用收益處分は全く權利者の意のまゝであります、公法上の權利

は元來が 天皇陛下の國政を輔翼し若くは地方公共の利益の爲めに行ふべきものであります。が故に、断じて自分勝手のことをしてはならないのであります。斯かる重要な義務を履行する爲めの選舉権を行使しないと云ふことも、義務違背たるは勿論であるが、更に之を金で賣るとか或は他人の依頼を受けて不當に行使するとかいふことは、啻に法律上のみならず實に 天皇陛下に對して大罪人といはねばならぬのであります。

今年の秋は府縣會、明年は衆議院の總選舉を行ふのでありますが、何卒此の趣旨を充分に奉體して、断じて個人の情實若くは利益のために選舉権を行使することなく、飽く迄 天皇陛下を輔翼し奉り、又は地方政に參與し、大日本帝國及地方自治體の利益を増進するの覺悟を以て、最も正當に之を行使せらるゝやう希望するものであります。

(終り)

313  
706

昭和貳年六月十八日印刷

昭和貳年六月廿二日發行

非賣品

長野縣上高井郡須坂町大字須坂七百六十番地

編輯兼發行者 史傳刊行會

長野縣上高井郡須坂町大字須坂七百二十七番地

印 刷 者 中 村 次 郎 兵 衛

長野縣上高井郡須坂町大字須坂七百二十七番地

印 刷 所 中 村 印 刷 所

長野縣上高井郡須坂町大字須坂七百六十番地

振替口座番號(長野)七三三番

複 製 不 許

終

